

和納小学校 いじめ防止基本方針

新潟市立和納小学校

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

(2) いじめに対する基本的な考え方

すべての児童がかけがえのない存在であることから、児童一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、常に創意工夫しながら日々の教育活動に取り組む。その上で、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、児童が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、すべての教職員が、児童、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・いじめの解消・再発防止に徹底して取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ対応ミーティング

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処し、いじめの解消及び再発防止を図ることを目的とする。

原則として、校長・教頭・生活指導主任・該当学級担任・養護教諭で組織し、必要に応じて関係する教職員が加わる。

(2) いじめ防止対策委員会

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、検証を行う。また、重大な事案等が発生した場合は緊急会議を開催し、情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を協議し決定する。

[構成員] 校長・教頭・教務主任・生活指導主任・特支 CO・該当学級担任・養護教諭
スクールカウンセラー・民生児童委員・CS 委員等

(3) 関係機関との連携について

- 西蒲区教育支援センターや西蒲区教育相談室、教育相談センターや児童相談所などの関係機関と、必要に応じて連絡・相談するとともに連携していじめの解決や防止に当たる。
- 重大事案発生時には新潟市教育委員会に指導・助言に基づき、関係機関と連携しながら学校として組織的に動く。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 児童の人間関係についての日常的な観察や「いじめアンケート」の結果等を生かし、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 学級活動などを通して、学級内の問題を自分たちで解決しようとする意欲と態度を育てる。
- 1・3・5学年で、新潟市「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」の学級活動(2)の授業を行い、いじめ問題についての理解を深める。
- 全教育活動を通して、児童に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性をはぐくみ、精神的、社会的な自立を目指す。
- いじめについての指導を年度当初に行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを児童に確実に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 各学年で、新潟市「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」の教材を活用した、いじめに正面から向き合う道徳科の授業を行い、道徳的価値の理解を深める。
- 学年の発達段階に応じて、いじめの問題を考え議論したり、いじめの予防や解消に向けて取り組んだりする活動に取り組む。
- 全ての教育活動で道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 「いじめアンケート」を年3回実施し、実施後に学級担任による教育相談を行う。また、日頃から児童一人一人の理解に努め、気になる児童について教育相談を行う。

(4) 異学年班活動の実施

- 「協同性」の視点から、教育課程に異学年班(わなみ班)による活動を位置付け、協力したり協調したりすることを通して、人とよりよくかかわり合う力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育を実施する。

(6) 地域の学校園等との連携協力体制の整備

- 岩室小学校・中学校や和納保育園、岩室地域児童館との情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 基本方針

- 児童をよくみる、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、笑顔で話しかける、名前を呼んでほめる—などを積み重ね、児童との信頼関係を築く。
- いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し、児童の人権感覚を育成するとともに、一人一人が大切にされる支持的風土を醸成する。

(2) 教職員による観察

- 教職員が、いじめやいじめ対応について正しく理解し、新潟市「いじめ・不登校の初期対応ガイドブック（いじめ編）」を基に、いじめ情報のキャッチに努める。
- 教職員が児童と共に過ごす機会を多くし、いじめの早期発見を図る。
- 児童の形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- 児童一人一人の様子について、気になることなどを記録し蓄積する。また、いじめ情報をキャッチした際は、迅速に管理職へ報告し、「校内いじめ対応ミーティング」を実施する。

(3) 「いじめアンケート」の実施

- いじめの早期発見のために、「いじめアンケート」を年3回実施する。
- アンケート実施後、一人一人の児童との教育相談の機会を設ける。
- アンケート（原本）は、児童の卒業まで保管する。
- アンケートの集約結果は、卒業後5年間保管する。※校長室金庫

(4) 欠席状況の確認

- 欠席理由が不透明な場合は、欠席した日に電話連絡を行う。
- 連続して2日以上欠席があった場合は、欠席理由が明確であっても電話連絡を行う。
3日以上欠席があった場合は、状況に応じて保護者又は本人と面談を行う。

(5) 教職員間の連携

- 日頃から児童の変化や様子の気づきを職員室内で話し合い、情報を共有する。また、毎週の職員終会時に、気になる児童の情報を共有する場を設ける。

(6) 保護者・地域との連携

- 児童の様子で心配なことは、いつでも学校に話してもらうよう保護者に働きかける。
- 岩室地域児童館や「ひまわりクラブ」、自治会長会等との連携を密にし、校外での児童の様子について地域から情報が得られるようにする。

(7) 相談窓口

- いじめ等に係る校内の相談窓口は、主として担任または教頭とする。ただし、緊急を要する場合等は、連絡・相談を受けた職員が丁寧に対応し実態等を聞き取る。

- 保護者に対して、学校だけでなく P T A 役員や民生児童委員等の地域の方に相談することでも学校が対応することを伝える。

5 いじめの初期対応について

(1) 基本方針

- いじめ情報をキャッチしたら、特定の教職員で抱え込むことなく、迅速に管理職へ報告する。そして、校長のリーダーシップのもと校内いじめ対応ミーティングを行い、いじめ防止基本方針及び新潟市「いじめ・不登校の初期対応ガイドブック（いじめ編）」を基に対応する。
- 被害児童に対しては、心のケアに努める。また、保護者に対して経過や今後の方針を丁寧に説明する。加害児童に対しては、安易な謝罪で終わらせず、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる（内省を図る指導の徹底）。また、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
- 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気がもてるようにする。
- 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。

(2) 初期対応ガイドライン

- いじめやいじめの恐れのある事案を発見したり、児童や保護者からの訴えがあったりした場合は、新潟市「いじめ・不登校の初期対応ガイドブック（いじめ編）」を基に、直ちに次の行動をとる。
 - ① 教頭に概略を報告する。
 - ② 教頭と担任は校長へ報告し、その場で正確な実態把握のための具体的な対策を立て、教職員で分担して関係児童への聴き取り調査を行う。
 - ③ 校内いじめ対応ミーティングを行い、指導体制と方針を決め、行動を開始する。
※ 対策及び方針として「様子を見る」ことはしない。
 - ④ 対応中は適宜ミーティングを行い、情報共有及び対応・支援について検討する。
※ 事案の概略・対応の内容や実態等は、教頭と担任又は生活指導主任が記録する。
校内いじめ対応ミーティング用紙には、教頭又は担任が記入し、保管する。
 - ⑤ 児童への支援・指導として、被害児童を全力で保護・支援し、心配や不安を取り除く。加害児童には行動理由を傾聴し、内省を図るとともに、いじめ行為に対しては毅然とした指導を行う。
 - ⑥ いじめの実態及びその対応について、全教職員に知らせ共通理解を図る。
 - ⑦ 被害児童保護者へは即日中に連絡し、事実の説明と謝罪及び具体的な方針と対応について説明する。加害児童が確定している場合は、加害児童保護者に即日中に連絡し、事実の説明と加害児童の内省状況及び学校の具体的な方針と対応について説明する。

※ すべての事実が確認できていない場合は、憶測でものを言わない。

※ 加害児童については、本人がしたことを認めた段階で確定する。

- ⑧ 加害児童による謝罪は急がず、加害児童が自身のいじめ行為についてしっかりと内省ができ、本人から謝罪の意思が表れた後で謝罪の場を設定する。

- いじめの発生後、担任を中心に関係児童の経過観察を行う。特に、被害児童の教育相談と保護者への確認を、概ね1週間後・1か月後・3か月後に行う。
- いじめの解消については、少なくとも、次のことを満たしていることを確認する。
 - ① いじめの行為が3か月以上止んでいること
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめの状況（児童や保護者からの訴えの内容等）・対策・その後の経過などを記録に残す。記録は2年間保存する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した場合または発生が疑われる場合は、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、被害児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 重大ないじめを受けた児童及び保護者への対応

重大事態に係るいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられるので、当該児童の心の安定と心身の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるように支援する。

- ① 学級担任や養護教諭等によって、心情を丁寧に傾聴する。
- ② いじめに係る事実関係を明らかにするために、聴き取りをていねいに行う。
- ③ いじめの解決に向けて当該児童の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ④ 安心して生活できる場や時間の確保などの学習・生活環境を保障する。
- ⑤ 医療関係への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て医療機関への受診を進める。

児童の保護者は、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や我が子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童やその保護者への不信感などを強く抱くことが考えられる。このような保護者の心情を察しながら、児童の心身の安定を図るために、保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- ① 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ② 児童が受けたいじめに係る事実や児童の心身の状態について丁寧に説明する。
- ③ いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ④ 保護者自身が不安を抱いている場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングを勧める。

(4) いじめを行った児童及びその保護者への対応

いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分に認識させ、決して繰り返さないように指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることをとおして、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

児童の指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

児童の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを児童と共に認識させるとともに、解決に向けた道筋を伝え、保護者の協力を得る。その際、児童への接し方や保護者としての役割について、適切に助言する。

(5) 自殺につながる可能性がある場合の対応

- ① 児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合は、「TALKの原則」に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。

[TALKの原則] Tell：心配していることを伝える

Ask：自殺願望について尋ねる

Listen：気持ちを傾聴する

Keep safe：安全の確保

- ② いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

[改訂 平成29年1月15日]

[改訂 平成29年4月1日]

[改訂 平成29年6月1日]

[改訂 令和3年3月22日]

[改訂 令和4年3月24日]

[改訂 令和5年3月10日]

[改訂 令和6年3月31日]

[改訂 令和7年5月27日]

【参考文献】

- ・ 「いじめ防止対策推進法」平成25年9月28日
- ・ 「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文部科学大臣決定
(最終改定 平成29年3月14日)
- ・ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」文部科学省 令和6年8月改訂版
- ・ 「新潟市 いじめの防止等のための基本的な方針」平成29年4月1日改定
- ・ 「改訂版 いじめ・不登校の初期対応ガイドブック（いじめ編）」新潟市教育委員会
平成30年4月作成（令和7年4月一部改訂）